



島根県報

平成21年10月2日（金）

第2,125号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中 小 企 業 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（ " ）	4

【公 告】

平成21年度前期技能検定（3級は除く。）試験の合格者	（雇 用 政 策 課）	5
都市計画の変更案の縦覧	（都 市 計 画 課）	9
開発行為に関する工事の完了（2件）	（ " ）	9

告 示

島根県告示第686号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡邑南町上田69
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第687号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市平田町城ノ前6124-1、6126
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第688号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成21年10月2日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオゆめタウン出雲店 島根県出雲市姫原四丁目5-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社イズミ 代表取締役 山西 泰明 広島県広島市南区京橋町2番22号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ゼビオ株式会社 代表取締役 諸橋 友良 福島県郡山市朝日三丁目7番35号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年5月18日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,138平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

店舗所在地内 90台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

店舗所在地内 42台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

店舗建物内 70平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

店舗建物内 10.5立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

店舗敷地内 2か所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

2 届出年月日

平成21年9月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（島根県出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成21年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 北出雲店 島根県出雲市江田町47-4

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社 ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）4,500平方メートル

（変更後）6,540平方メートル

イ 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）184台 店舗東側

（変更後）139台 本館東側、家具館北側西側

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）7か所 店舗東側

（変更後）7か所 本館東側、家具館北側西側

エ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）14台 店舗東側

（変更後）29台 本館東側、家具館西側

オ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）94.22平方メートル

（変更後）190.76平方メートル

カ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）27.00立法メートル 店舗北側

(変更後) 42.55立法メートル 本館北側、家具館北側

(4) 変更する年月日

平成22年5月18日

2 届出年月日

平成21年9月17日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課 (島根県出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

平成21年度前期技能検定 (3級は除く。) の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成21年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 級技能検定

造園 (造園工事作業)

A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0012 A 甲0013 A 甲0014
C 0003 C 0005

鑄造 (鑄鉄鑄物鑄造作業)

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 C 0001

金属熱処理 (一般熱処理作業)

A 甲0001 A 甲0007 A 甲0009 A 甲0012 A 甲0017 B 0002 B 0003 B 0004 B 0005
B 0007 B 0012 C 0002

金属熱処理 (浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業)

A 甲0001

機械加工 (普通旋盤作業)

A 甲0001 A 甲0002 D 0001

機械加工 (フライス盤作業)

D 0001

機械加工 (数値制御旋盤作業)

A 甲0003	B 0001								
機械加工（マシニングセンタ作業）									
A 甲0002	C 0002	C 0003							
放電加工（数値制御彫り放電加工作業）									
D 0001									
放電加工（ワイヤ放電加工作業）									
D 0001									
鉄工（構造物鉄工作業）									
A 甲0001	A 甲0003	A 甲0007	A 甲0008						
建築板金（内外装板金作業）									
A 甲0002	A 甲0008	A 甲0009	A 甲0010	A 甲0013	A 甲0014				
工場板金（曲げ板金作業）									
A 甲0001	B 0001								
仕上げ（機械組立仕上げ作業）									
A 甲0002	C 0001								
切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）									
A 甲0001									
機械保全（機械系保全作業）									
D 0001									
機械保全（設備診断作業）									
D 0001									
電子機器組立て（電子機器組立て作業）									
A 甲0001	A 甲0002	A 甲0003	A 甲0006	A 甲0007	A 甲0008	A 甲0009	B 0002	B 0003	
B 0004	B 0006	B 0007	B 0009	B 0010					
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）									
C 0001	C 0002								
建設機械整備（建設機械整備作業）									
A 甲0001	A 甲0003	B 0001	B 0002	C 0001					
家具製作（家具手加工作業）									
B 0001									
建具製作（木製建具手加工作業）									
B 0001	C 0001								
建具製作（木製建具機械加工作業）									
A 甲0001	A 甲0002								
とび（とび作業）									
A 甲0002	A 甲0003	A 甲0004	A 甲0005	A 甲0007	A 甲0008	A 甲0009	A 甲0010	A 甲0011	
A 甲0012	A 甲0013	A 甲0014	B 0001	B 0002	B 0003	B 0004			
左官（左官作業）									
A 甲0001	A 甲0003	A 甲0004	A 甲0005	A 甲0006	A 甲0007	A 甲0008	A 甲0009	B 0001	
タイル張り（タイル張り作業）									
C 0001									
畳製作（畳製作作業）									

A 甲0002 A 甲0004 C 0001

防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業)

A 甲0001 A 甲0003 A 甲0004 C 0002 C 0007

防水施工 (アクリルゴム系塗膜防水工事作業)

A 甲0001 A 甲0002

防水施工 (塩化ビニル系シート防水工事作業)

D 0001

防水施工 (シーリング防水工事作業)

B 0001 D 0001

防水施工 (FRP防水工事作業)

C 0001

内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業)

A 甲0002

内装仕上げ施工 (鋼製下地工事作業)

A 甲0001 C 0001 C 0002 D 0001

内装仕上げ施工 (ボード仕上げ工事作業)

A 甲0001 C 0001

熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)

A 甲0001 A 甲0002

サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)

A 甲0001 A 甲0002

機械・プラント製図 (機械製図手書き作業)

D 0001

表装 (壁装作業)

A 甲0004 A 甲0005

塗装 (建築塗装作業)

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0010

A 甲0016 B 0001 B 0002 C 0004

塗装 (鋼橋塗装作業)

D 0001

単一等級技能検定

路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

A 甲0003 B 0003

路面標示施工 (加熱ペイントハンドマーカール工事作業)

C 0001 C 0002 C 0003 C 0004 C 0005 C 0006 C 0008 D 0001

産業洗浄 (高圧洗浄作業)

B 0001

2級技能検定

造園 (造園工事作業)

A 甲0004 A 甲0007 A 甲0008 B 0001 C 0003

鑄造 (鑄鉄鑄物鑄造作業)

A 甲0002 A 甲0003 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009 A 甲0010

A 甲0011	A 甲0012	A 甲0013	B 0001						
金属熱処理（一般熱処理作業）									
A 甲0001	A 甲0005	A 甲0007	A 甲0013	A 甲0016	B 0003	B 0005	B 0006	B 0007	
B 0008	C 0001	C 0002	C 0003	C 0004	C 0005	C 0007			
金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）									
B 0001									
機械加工（普通旋盤作業）									
A 甲0001	C 0002	C 0003							
機械加工（平面研削盤作業）									
B 0003	B 0005								
機械加工（数値制御旋盤作業）									
A 甲0001	A 甲0002	A 甲0009	C 0001	C 0004	C 0005	C 0006	C 0007		
機械加工（数値制御フライス盤作業）									
A 甲0002	B 0001	B 0003							
機械加工（マシニングセンタ作業）									
A 甲0002	A 甲0003	A 甲0004	A 甲0016	C 0001					
放電加工（ワイヤ放電加工作業）									
B 0001									
鉄工（構造物鉄工作業）									
A 甲0001	A 甲0002	A 甲0003	A 甲0004						
建築板金（内外装板金作業）									
A 甲0002	A 甲0003	A 甲0004	B 0001						
建築板金（ダクト板金作業）									
B 0001									
仕上げ（機械組立仕上げ作業）									
C 0001	C 0002	C 0003	D 0001	D 0002					
切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）									
C 0001									
ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）									
B 0001	B 0002								
電子機器組立て（電子機器組立て作業）									
A 甲0001	A 甲0002	A 甲0003	A 甲0004	A 甲0006	A 甲0007	A 甲0008	A 甲0009	A 甲0011	
A 甲0012	A 甲0013	A 甲0014	A 甲0015	A 甲0016	A 甲0017	A 甲0018	A 甲0020	B 0003	
B 0004	B 0005	B 0009	B 0010	B 0011	B 0012	B 0013	D 0001		
電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）									
A 甲0003	C 0001								
建設機械整備（建設機械整備作業）									
A 甲0001	A 甲0003	A 甲0005	A 甲0006	A 甲0007	A 甲0009	A 甲0010	A 甲0011	A 甲0012	
A 甲0013	A 甲0014	A 甲0015	A 甲0017	B 0002	B 0003				
家具製作（家具手加工作業）									
B 0001									
建具製作（木製建具手加工作業）									

A甲0001

とび（とび作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011
 A甲0012 A甲0014 B0001

左官（左官作業）

A甲0002 A甲0003

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

C0001

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業）

B0001 C0001

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

A甲0001

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A甲0001 C0001

表装（壁装作業）

A甲0001

塗装（建築塗装作業）

A甲0002 B0002 B0003 B0004 B0005 B0006

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A甲0001

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成21年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
津和野都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
鹿足郡津和野町寺田、後田、森村、町田、鷺原、中座
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課及び津和野町役場
- 4 縦覧期間
平成21年10月2日から平成21年10月16日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市赤江町字三ツ頭157番5

面積 499平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市中津町465番地4

秦 由恵

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市大塚町字川子2211番、2212番、2213番、2214番、2214番1、2215番、2216番、2217番、2218番、2219番、2220番、2221番、2221番1、2760番、2766番

面積 47,823平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市飯島町1205番地1

やすぎ農業協同組合

代表理事組合長 山根 盛治